

## 令和6年9月定例会 代表質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

### 「二元代表制」

○青木恒子 香芝市議会の日本共産党を代表して発言いたします。青木恒子です。

国政におきまして、自民党政府、政治をゆがめる企業団体献金、この20年間で464億円、自民党の裏金問題も何も解決されずに、国民の政治不信は募るばかりです。30年にわたり経済成長せず、賃金上がらず、少子化止まらず、経済格差が広がり、国民の6割が「生活が苦しい」との声が上がっています。自公政権の経済無策への国民の失望も深まり続けています。

経済格差で言えば、大企業の内部留保は何と528兆円、赤ちゃんから高齢者1人当たり440万円です。法人税を下げるのではなく、妥当な税金で、最低賃金1,500円にし、大軍拡をやめて、国民の暮らし向上を図るべきだと考えています。

私は、地域の方々とこども食堂を始めて9年目になります。9月2日には138名の参加で、地域の方々の居場所になっています。いつも取組をして思うことは、子供の貧困、格差社会、セーフティーネットである生活保護の充実が課題だと感じています。

今回は特に、「お米はありませんか」の声に日本の主食である米不足を痛感しました。米不足は、低所得者に特に打撃を与えています。この間の自民党の農業政策は、減反減反で耕作地を減らし、米の輸入をし、国の援助金も減らす中で、農業生産者の時間給はたった10円です。そして、後継者も少なくなっていってるという事態です。「米を作って飯食えない」と、生産者の切実な声です。

先進国で主食がなくなるというお粗末な政治は改めなければならないと思います。スーパーにも米がない。しかし、農水省は備蓄米200万トン在庫があるのに国民には渡さないという実態です。食料自給率が38%、これを高めていくことが大きな課題です。農業を基幹産業にしていくべきだと日本共産党は考えています。生産者に自己負担を押しつける自民党農業政策の転換が必要です。農業危機は地域経済の危機です。市場任せで輸入依存の農業を転換していくべきだと思います。

さて、私に対して懲罰動議が出たことについて報告します。

2021年12月の福祉教育委員会において、生活保護の議員同席について、川田議長は「議員同席はしてはならない」という発言に対して、私が「それは政治倫理条例の何条に入っていますか」の質問に対して、議長に対する侮辱、名誉毀損、懲罰動議が出されました。それから既に2年9か月になります。この間に懲罰委員会、そして壇上での陳謝文の朗読と、そういうふうになってきました。しかし、この1月には奈良地裁より私青木に対しての全面勝訴

になりました。しかし、この判決に対して、8名の議員の訴えにより、さらに控訴となりました。この8月28日、大阪高裁より全面勝訴となり、全国の皆さんから喜びの声をいただいています。2つの判決文については、タブレットに今回資料として載っていますので、ゆっくり読んでいただきたいと、そういうふうに思います。

大まかな内容として、奈良地裁の内容をさらに詳しく、陳謝文、出席停止、議会についても違法の判断が下された新判例です。あまりにもひどい、事実と異なる陳謝文の朗読懲罰は司法の対象になり得るという判決です。多数派議員による少数派議員いじめを受けている全国の議員を励ます判決となりました。

肝腎な大阪高裁判決文、抜粋、一部を読ませさせていただきます。

香芝市側からの主張に対して、出席停止処分の違法性を判断するのに必要な限度で陳謝処分について司法審査が及ぶとしたからといって、これを直ちに議会の内部的自律性が侵害されるものとは言えない。もう一つ、出席停止の懲罰は地方議員として被った精神的苦痛を過小に評価している。出席停止の懲罰は、当該議員個人にとって不本意であったにとどまらず、住民の負託を受けた議員として、その責務を十分に果たすことができなくなるという側面があるので、相対として出席停止処分の違法性を判断するのに重要な限度で陳謝処分について司法審査が及ぶからといって、これを直ちに議会の内部的自律性が侵害されるものとは言えない。そしてもう一つ、市議会の多数派議員は仮の差止め申立て却下決定が出席停止処分を行うのは裁量権の逸脱、濫用となる疑いが強いと指摘しているにもかかわらず、それを無視して、第6懲罰動議に対する特別委員会を開くなどしたもので、違法性は極めて高い旨主張すると、奈良地裁以上に厳しい判断が下されました。

このように、市議会の多数派議員の違法性も書かれています。まさに、議員の法務能力向上も課題だと思います。香芝市議会の正常化を市民の多くの皆さんが望んでいます。今回、上告しないということで、懲罰事件について結論が出ました。広報などでも、謝罪を含め、議会見解、市長見解など掲載していただきたいと要望します。

そして、このことだけではなく、悪い意味で、さらに香芝市議会は全国に注目されています。9月2日の本会議において、議長、副議長の不信任案が全会一致で採択されたこと。一部のマスコミに対しての排除など、公平公正に議会運営がされていないことに対して大きな批判が殺到しています。このことを議長、副議長は深く受け止められ、一日も早く議長、副議長の辞任を求めたいと思います。

また、ここまでに至るまでに、議長が会長をされていた香芝市公有財産有効活用検討会議で2年間にわたり執行機関と秘密で会議を行い、統廃合計画、保育所民営化計画、モナミホール跡地問題など、議会の前に審議してきたことには大きな責任があると思います。

まず、市長部局と緊張関係を持たなければならない議会。しかも、議会を代表する最も公平でなければならない議長が会長。そこに幹部職員も入っていたということは、地方自治法、二元代表制に大きく反することです。まさに、そこに入っていた議員だけではなく、幹部職員の法務能力、議会の正常化が問われていると思います。

また、香芝市公有財産有効活用検討会議で出された内容と全く同じ統廃合計画が教育委員会より市民に提示され、9,000名の署名を集めてきた関係地域や市民を大きな混乱と不安に陥れた、教育行政としても責任は重大だと考えています。

このことに関して、二元代表制がいかに大事なのか実感してるところであります。このたび市の附属機関79機関のうち22機関に議員が委員として選任しているという件について、このことについて質問をしたいと思います。

議場からの質問は、この現状を見て市長はどう思われましたかということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○市長 ただいまの青木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、令和6年8月28日付の大阪高等裁判所による判決に関しての私の見解でございますけれども、同日付で発表した報道資料のとおりでございますが、市長に就任した令和6年6月以前に既に本市が控訴していた事件でございますが、市議会における紛争について、本市として、これ以上の多大な行政資源を費やし、上告してまで訴訟を遂行することは適切ではないと、などというものでございます。

次に、附属機関に関してでございます。議員が附属機関の委員になることを制限することを一義的に規定した法令はなく、附属機関の議員の選任をどのように考えるのかという、行政手法に係る次元の問題であるというふうに思います。執行機関による行政施策が停滞しているような状況におきましては、附属機関の委員に議員が参画することによって行政を推進していくことに一定の効果を期待することができる場合や多角的、総合政策的な観点からの検討が可能になる場合もあるとは思いますが、一方で、附属機関は執行機関の諮問機関でございます。そこに議事機関である議会の議員が参画することにつきましては、その機能や権限を分離させることとしている法の趣旨に鑑みると適切ではないという考えもございましたので、少なくとも私の下では適切な見直しを加えていくべきであるというふうに思いました。

以上でございます。

○青木恒子 よく分かりました。市長と議会が本当に緊張関係を保ちながら、そしてこの議会の中で審議を深めていく、そういうことが大事なんだなということを改めて思ったわけです。

それでは、議員の委嘱を取りやめた理由ということではどうでしょうか。

○市長 さきの令和6年6月定例会市議会でも申し上げましたが、二元代表制の特徴は、長と議会がともに住民を代表するところがございます。この長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が長と対等の機関として、地方公共団体における重要な案件について議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提言を通して議論することこそが本来の二元代表制の在り方であると考え、法令等に定めがある場合及び議員が附属機関の委員となること法令等の趣旨にかなうような事情があると認められる場合を除いて、執行機関の附属機関の委員への議員の選任については慎重に検討し、見直しを図ったも

のでございます。

以上でございます。

○青木恒子 よく分かりました。そういう意味では、市民の代表である市長、そして市議会の議員、お互いやっぱり対等の立場に立ち、本当に緊張関係を持ちながらしていくということが市民にとっても公平公正であるんだなということを改めて思います。

次の質問に入ります。

私も一議員で傍聴に行った折に、そこに議員の方が座られていて、どういうふうに出されたのかなと不思議に思っていました。議員選出に当たっての経過説明を教えてください。

○企画部長 委員の委嘱におきましては、委嘱当時の市長の判断により選任されていたものでございます。

○青木恒子 市長の判断でということ、それが議会事務局なりに伝わったのかどうかということについては、市長がおられないということで、分からないということよろしいでしょうか。

○副市長 改めて、もう一度ちょっと質問をお願いしますでしょうか。

○青木恒子 すいません。各議員がそれぞれの附属機関に配置されてるというふう思うのですが、私自身一議員であります、その選出方法について透明性に欠けてると思うのですが、分かっている範囲でお答えください。

○副市長 先ほど企画部長が答弁もいたしてございますけれども、各所管の諮問機関がどのように委員の依頼をしていたかということにも関係するところではございますけれども、最終的な判断としては市長が決定をしたということでございます。その上で、ある一定の議員を選任させていただく上では、少し議長のほうにも説明をさせていただいたことであろうかと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 私も、これはどういうふうに出してるんだらうということで、ちょっと近くの市町村に尋ねてみましたら、各議員が当選して、常任委員会で総務建設委員会に入るか、福祉教育委員会に入るかを決めた後、附属機関はこういうものがあると、どの専門分野でいけますかというふうな判断があって、みんなの合意の下で決められているというのが多数でありました。それなので、これを見てとても驚いたわけですが、他市と比べて、これはある意味正常ではないなというふうに思っています。

そして、偏りのある選出についてということについてはですけども、二元代表制の観点からということ言えば、とてもおかしいとは思いますが。それで、誰が、どの議員がどういうふうに入ってるのかということ調べさせていただきました。そしたら、驚くことに、22ある附属機関に川田議長は15入っているという、もう本当に70%以上そうです。それで、あとの議員は少なく入っていると。そして、6人についてはどこにも入っていないという、そういう偏りが明らかになりました。

偏りのある選出について、二元代表制の観点から、この見解を教えてください。

○**企画部長** 先ほどの市長答弁の繰り返しにもなっていますが、二元代表制の観点で申し上げますと、長と議会が相互抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が長と対等の機関として、地方公共団体における重要な案件について議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提言を通して議論することにありますので、長と議会の関係をもって考えるものであると考えております。どの議員が選ばれるかということとは別次元の問題であると考えております。

○**青木恒子** そういうふうな意味におきましては、もう現実に偏りのある選出がされてるというのは事実であります。この問題は議会改革の問題でもあったり、全員協議会などでまた議員同士が交流していくという、そういうことが課題になってくると思いますので、これはまた議員の皆さんと一緒に検討してまいりたいというふうに思います。

それでは、なぜ委嘱してきた13機関を議員に委員選出しないことになったのかについて教えてください。

○**企画部長** 執行機関の諮問機関としての要素が強いものについては見直しをしております。

○**青木恒子** じゃあ、そういう意味では二元代表制をきちんとしていくためには、議会対策のようにならないように、なれ合いにならないようにということで、委員を選出しないということになったという理解でよろしいでしょうか。

○**企画部長** まず、二元代表制の趣旨を鑑みて、適切な見直しを行っているものでございます。

○**青木恒子** よく分かりました。二元代表制というのがいかに議会の中で大事かということがよく分かりました。

それでは、なぜ、9つの機関について議員の委嘱を残しているわけですが、それについてはどういうことになってるのか、教えてください。

○**企画部長** 法令等に定めのある場合やその専門的知識が必要である場合等については継続してお願いしているものでございます。

○**青木恒子** 私、一つ調べてみましたら、すごく附属機関が乱立したときがあったということで、それは昭和27年だということです。乱立してたので、できるだけ条例によらなければ設置はできないというふうに書かれているんですが、これは法律または条例に定めるところにより設置ということですが、この9つの機関については全てそういうふうな条例に定めるところによって設置されているものでしょうか。

○**企画部長** この9つのうち、法令等に定めがあるというところではいきますと、具体を挙げますと、住居表示審議会、都市計画審議会、ホテル等建築規制審議会、防災会議の4機関が定めがある機関ということでございます。

○**青木恒子** 4つの機関ということでは、これも全国的に附属機関はそういうふうなところが多いようです。

それでは、例えばですけれども、香芝市民生委員推薦会というところはどのようにしてこの中に

委嘱をするということを残したんでしょうか。

○企画部長 民生委員さんの成り手不足といった問題を抱えてるということもございまして、その実態を認識していただくとともに、その解消策についてもご意見をいただけるものと期待して、継続させていただいております。

○青木恒子 たしかこの民生委員の推薦ということでは、地域のほうで各2名ずつ例えば民生委員の推薦を出してるというふうに聞いているんですけども、そういう意味において、どうしても議員は必要なんでしょうか。

○企画部長 先ほどの繰り返しとなってまいりますが、まずやはり成り手不足の実態を認識していただきたいということ、その解消策についても意見をいただきたいということをお願いしているものでございます。

○青木恒子 このことについてですけども、この周りの市町村をちょっと調べてみましたら、高田市なんかは15年前にこの議員委嘱を廃止しています。そして、生駒市におきましてもそういうことです。附属機関や懇談会は第三者機関として位置づけを踏まえ、市会議員や市職員を選任しないと、そういうふうなことをやっておられるというふうに聞きました。そして、奈良市におきましては、奈良市民生委員推薦会の中には議員は入っていないのですが、そのあたりの調査はどういうふうにされたんでしょうか。

○企画部長 他の自治体の事例というところでございますが、可能な範囲で問合せをして確認しておりますが、問合せをいたしました全ての自治体におきまして、附属機関の委員に議員が入っているケースは、一部ではございますが、あると回答いただいております。

○青木恒子 民生委員についてはどうですか。入っていますか。

○福祉部次長 失礼いたします。

今、現時点では他市の状況については把握してございませんので、申し訳ございません。

○青木恒子 それでは、その4つの、このことについては把握していないということですが、やはり条例を基本にするということに考えるとすれば、これはどういうふうに見ていったらいいのかということは今後研究課題として行っていただきたいと、そういうふうに思います。誰が見ても明らかなようなことにしていくことが今香芝の中では問われているというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 「生活保護」

○青木恒子 第2項目の生活保護についてお尋ねします。

全国でも、奈良県全域においても、生活保護申請に議員が同席できているにもかかわらず、香芝市だけ認めていないということについて質問したことがきっかけで今回の懲罰事件が発生しました。議員同席拒否に対して、テレビ、新聞報道でも社会的批判を受けたことです。やっと香芝市が他市町村と同様になったんだなと認識しています。

そこで、生活保護の申請に関する事前相談及び受付時における市会議員の同席について、

将来の対応を見直したことについてお伺いします。

改めて、生活保護制度が地域で果たしている役割、生活保護の理念についてのお考え、市長、よろしく申し上げます。

○市長 生活保護制度は、日本国憲法第25条第1項に規定する国民の最低限度の生活を保障するものであるとともに、生活に困窮する全ての国民の自立を助長することを目的として設けられている制度であるものと理解をしております。

○青木恒子 ありがとうございます。

25条の理念に基づいて最低限度の生活を保障すると。本当に、この制度があるから安心して生きていけるんだという制度になっているというふうに思います。

それでは、市議会議員の同席を認めてこなかった経緯について、その対応を見直した理由についてお伺いします。

○福祉部次長 失礼いたします。少し時間をいただきます。

本市が生活保護の申請に関する事前相談及び受付時に市議会議員が同席することを拒否する対応をしてきた背景には、平成23年2月18日に開催されました香芝市議会改革特別委員会において、政治倫理条例第2条第1項に抵触するという香芝市議会としての見解が示された上、市議会議員の同席はしないことが取り決められ、本市としてもその内容に沿った対応が求められてきたことがございます。その後、また令和2年頃までには、事前相談と申請の受付という各段階を区別し、申請の受付時に限って市議会議員が同席することを認めないこととする対応をしてきた時期もございましたが、令和3年頃に再び、前記取決めに関する事項が香芝市議会において議員から取り上げられるようになった時期以降におきましては、生活保護の申請に関する事前相談及び受付の両段階におきまして市議会議員が同席することを拒否する対応をするようになりました。その後、令和5年9月頃になりますと、そのような対応をし続けることの根拠といたしまして、相談者または申請者の扶養義務者等の第三者の個人情報保護することを挙げるようになりました。

以上のことによりまして、本市ではこれまで生活保護の申請に関する事前相談及び受付時における市議会議員の同席を拒否する対応をしてまいりましたが、社会的にも批判が寄せられていたことも鑑み、関係法令等を改めて精査し、他市町村と同様に、市議会議員の同席を認めることといたしました。

以上でございます。

○青木恒子 経過説明ありがとうございます。

この2011年の委員会の中でした申合せ事項、この年度の議員だけの申合せ事項なので、本来は既にもう期限切れなものであったわけです。それなのに、本市はそのまま対応してきた。そういう意味におきまして、私も含め、議員も執行機関も法務能力が問われる問題だというふうに思っています。厚生労働省にもこれは確認しましたが、そういう事例は、議員が同席してもいいんだということも聞いていたのですが、そういう法律、上位法をやはり大事にしていくということ、先ほどの二代表制もそうでしたが、そのことがすごく大事だなとい

うことを実感します。

それでは、3つ目の質問に入ります。

関係法令などを改めて精査したということはどういうことでしょうか。

**○福祉部次長** 関係法令の精査につきましては、生活保護制度は日本国憲法第25条に規定する国民の最低限度の生活を保障するものであり、法律上認められた生活保護の申請権を侵害し、また侵害していると疑われるような対応も厳に慎むべきであると改めて再認識するとともに、個人情報の保護に関する法令に関しましては、相談者または申請者からの聴取に当たって第三者が同席することが望ましくないと考えられる事項に言及するような例外的な場合を除きまして、生活保護の申請に関する事前相談及び受付時に市議会議員の同席を認めたといったしましても、扶養義務者等の第三者の個人情報を保護することに支障が生じることはないものと判断したものでございます。

以上でございます。

**○青木恒子** よく分かりました。扶養義務者に対する個人情報が漏れるから議員同席は駄目だという、議会の中でのそういう答弁があったけども、それは理にかなっていないということだということがよく分かりました。

それでは、例えばこのホームページに、2011年の香芝市議会改革特別委員会のこの中で申合せ事項がされたわけですが、これについては、見解は独自のもので、本市は採用しないと、そういうことだというふうにホームページを見て分かったわけですが、それでよろしいでしょうか。

**○福祉部次長** この件に関しましては、会議録をご覧いただければご確認いただけるものと思いますが、本会議で議決されたものではないと認識してございます。

**○青木恒子** それでは、香芝市民は安心して議員同席を、その申請者が要望すれば議員同席はできるという、そういう当たり前のところにたどり着いたということになるというふうに思います。

それでは、報道資料の中で、相談者または第三者が同席するということについては、先ほど岡本次長は同時に答弁していただいたということでもよろしいでしょうか。もう一回そこを聞きます、じゃあ。報道資料の中で、相談者または申請者から聴取に当たって第三者が同席することが望ましくないと考えられる事項に言及するような例外的な場合があるということをおっしゃいましたが、その例外的な部分についてはどうということでしょうか。先ほど言ったかな。

**○福祉部次長** 例外的な場合とは、同席する第三者が必ずしも把握していないと考えられる申請者または申請しようとする方の病歴やDVに関わる事項等の特殊事情をお尋ねするような場合を想定してございます。

**○青木恒子** DVを受けてる方、そういう方、病歴のある方、その方自身が一人では不安だから、ぜひとも議員に同席してほしいという要請があれば、依頼があれば、同席は他市町村と同様ということによいのでしょうか。

○福祉部次長 はい、その見解でよろしいかと思えます。

○青木恒子 それでは次、令和3年2月に厚生労働省から扶養照会についての判断基準の留意点に関する事務連絡の概要について伺います。

○福祉部次長 この事務連絡では、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には基本的には直接の照会を行わない取扱いとする旨の内容でございます。

この扶養義務者の履行ができないという点に関する判断基準につきましては、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者等となっております。また、要保護者の生活歴から、特別な事情があり、明らかに扶養ができない、例えば扶養義務者と著しい関係不良から10年程度音信不通である場合となっております。

次に、当該扶養義務者に対し、扶養を求めることにより、明らかに要保護者の自立を阻害することが認められるもの、例えばDVや虐待等の経緯がある場合等となっております。

○青木恒子 ということは、扶養照会は一律にするのではなくて、そのご本人のいろんな環境も含めまして、それに見合っただけで扶養照会をしていくということを理解しました。

それでは、扶養義務者の中には金銭的な援助もされている方もおられるとは考えますが、仕送りなどのある世帯は直近ではどの程度ありますか。

○福祉部次長 令和6年8月末現在で9世帯でございます。

○青木恒子 本当に少ない割合ということで、実態としては、扶養照会にかけたとしても、なかなかそこには至らないという数値が全国的にもそういうふうに見てとることができるというふうに思います。

それでは、現状の保護世帯と人員についてお伺いします。

○福祉部次長 令和6年7月末の状況となりますが、世帯数344世帯、人員444人となっております。

以上でございます。

○青木恒子 前回、6月議会でお聞きしたときには323世帯ということで、やはりこういうふうな物価高騰の中で増えてきているというのがよく分かるわけですが、1人のケースワーカー、前回聞いたときは83世帯ですが、今回86世帯と、そういうふうになっているということで、前回、利用者の遺体放置の問題であったりとか、過度払いとか、そういうことの問題が所管で起こってきていたということでもあります。その中で、ケースワーカーが足りないんじゃないかというふうな形で質問をしましたが、ケースワーカーの増員はあるのでしょうか。

○福祉部次長 現状ではございません。職員の配置につきましては、全庁的に限られた人数で調整されていると考えます。引き続き、保護世帯数の現状を報告し、人事課とも協議を行ってまいります。

○青木恒子 たしか生活保護の募集要項というのを私はちょっと目にしたと思うんですが、最低国基準の遵守の方向と

いうことで採用をお願いしたいんですけども。あと、ケースワーカー1人当たり80世帯が今86世帯になっています。これは80人ということではなくて、その家族の人数も入っていて、1人のケースワーカーがするにはとても困難な状況だと思うのですが、何とかお願いしたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○市長 職員の配置は全庁的に限られた人員の中で調整されてきたものと考えますけれども、今議員からのご指摘もいただきましたので、検討はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひと最低限度の生活を保障するという、そういう大きな目標の中でのケースワーカーのお仕事です。ぜひと国基準に香芝市も引き上げていくと、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

生活保護の受給世帯に対するエアコンの設置について、現在はどのように対応しているでしょうか。

○福祉部次長 今お聞きのエアコンの設置の状況でございますが、現在の生活保護制度では5つの要件がございます。まず1つ目、保護開始時においてエアコンの持ち合わせがないとき、続きまして、単身世帯であり、長期入院の退院後に新たに単身で居住を始めるときにおいて持ち合わせがないとき、3つ目は、災害時におきまして、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、災害により家具什器を賄うことができないとき、4つ目といたしまして、転居の場合におきまして、現に所有している家具什器が新旧住居の設備の相違により使用できないとき、最後5つ目といたしまして、犯罪等による被害または同一世帯員からの暴力等で転居する場合において持ち合わせがないときの5つの要件としてございます。その場合、6万7,000円の範囲におきましてエアコンを現物支給させていただいてる状況でございます。

○青木恒子 香芝市は本当にエアコンに対してとても前向きな姿勢だなというふうに、件数を数えて、そう思いました。

そして、要件に該当しない世帯への対応はどのようにされてるでしょうか。

○福祉部次長 現状は香芝市社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度を利用させていただいております。

○青木恒子 貸付けの限度額、償還期間及び返済額の決定についてお伺ひします。

○福祉部次長 限度額につきましては50万円でございます。償還期間は3年となっております。返済額につきましては、貸付金額に応じて最長で3年以内で完済できる金額を、申請者と社会福祉協議会で協議を行い、決定させていただいております。

以上です。

○青木恒子 貸付けされるということはとてもいいことですが、返還の費用は、額はすごい高いのではというふうには思ったりもします。

現在、生活福祉資金の貸付制度を利用して返済されておられる方はいますか。

○福祉部次長 現在はおられません。

○青木恒子 貸していただけるというのにはうれしいですが、これを返還するという余裕がないというのが実態ではないかというふうに思います。

物価高騰で、頼みの綱のお米も1.5倍に高騰して、電気代を考えると、クーラーはあっても使用はしていない世帯が多いようです。健康で文化的な最低限度の生活は保障されていないというのを実感しています。気候温暖化で命に関わりますので、夏季手当の増額などを国に要請をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部次長 今現在は冬、冬季加算の設定は既にございますので、夏に伴う分の加算といたしましては、ただ市独自で決定というのはなかなかちょっと難しい部分もあるかと思えますけども、国のほうには要望をかけていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 よろしくお願ひしたいと思ひます。

1つ質問を飛ばしてしまいましたが、本市の生活保護の受給世帯でエアコン設置がない世帯の把握はしていますでしょうか。

○福祉部次長 現在4世帯の未設置を確認してございます。

○青木恒子 4世帯ということで、やっぱり進んでいるというふうに私も感じていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

未設置世帯に対してはどのような対応をされていますか。

○福祉部次長 保護開始時において持ち合わせがないときにはエアコンを設置するように促しております。また、現時点で既に受給中で持ち合わせがない方につきましては、各ケースワーカーより生活福祉資金の貸付けの説明を行い、エアコン設置を促してございます。しかしながら、本人の意思で設置されない方もおられますので、本市といたしましては、非常に危険な暑さになる日もございますので、このような制度を利用して設置するよう強く促すこともございます。

○青木恒子 先ほども言いましたように、そういう意味におきましては夏季加算ということを一刻も早く、この気候温暖化の折ですので、国のほうに要請していつていただきたいと、そういうふうに思ひます。

それでは、被保護者に、利用者に対する自立支援の現状についてお伺ひします。

○福祉部次長 今お聞きの被保護者の方への自立支援につきましては、社会福祉協議会への委託となりますが、被保護者就労支援事業を実施してございます。業務内容につきましては、面接相談、助言、求職活動支援、就労支援についてハローワーク等の関係機関との連絡、求人情報の収集、職場に定着できるように個別定着支援が主な内容となっております。

○青木恒子 お一人お一人が本当に今はこの生活保護でやっとここまで来れたんだと、いざ就職をして活躍していきたいという方に対する就労支援ですので、ぜひとも寄り添って、していつていただきたいというふうに思ひます。

支援によって就労された方は何名いますか。過去3年間の実績についてお伺ひします。

○福祉部次長 実績ではございます。令和3年度は1名、令和4年度は7名、令和5年度に

おきましては9名となっております。

○青木恒子 ぜひとも、その方の就労意欲をまた高めるような形での応援、支援ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、その就労支援は本当に1人ずつ様々なわけですが、就労支援について何か工夫されているところはありますか。

○福祉部次長 工夫につきましては、やはりふだんから被保護者の方の就労意欲、実際に就労できる状況について把握する必要があると考えてございます。そのためには、ふだんからのコミュニケーションは大切にしております。また、委託先の社会福祉協議会とも月1回の調整会議を実施し、個々の案件について協議を行っておるところでございます。

○青木恒子 そういう意味で、本当に一人一人によってケースが違ふわけですが、その就労支援をしていただくということについて今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

正確かつ質の高い業務を行うために具体的な方策としてお伺ひします。

○福祉部次長 今後も被保護世帯数は増加することも考えられ、精神的な疾患であったり、様々な状況に合わせた対応についても検討する必要があると考えてございます。

○青木恒子 今、本当に精神疾患の方も増えておられるというふうに思ひます。そういう意味においては、その方の症状に合わせた窓口での対応というのがその方のこれからの生き方につながってきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、地域活性化と生活保護利用者との関連性についてお伺ひします。

○福祉部次長 被保護者の方は地域の様々な立場の方の支援を受けておられる方もおられます。そのような中で、地域活動への参加もしながら交流を深めて、お互いの理解を高めることも地域の活性化につながるものと考えてございます。また、行政といたしましても、関係機関の方からのご意見もいただきながら、今後の福祉施策に対応してまいりたいと考えてございます。

○市長 先ほど議員のご質問の中で、生活保護の申請に関して、市議会議員の同席に関するお尋ねのうち、香芝市議会改革特別委員会で示された見解について、本市が令和6年8月16日付でお示しをした報道資料の中で、その見解は独自のものであるという記載に関する意味をお尋ねになったところに関しまして、先ほど福祉部次長から、本会議の議決を経たものではないというご説明をいたしました。少し訂正させていただきます。同委員会で示された見解につきまして、独自のものであるというのは、その意味は、本市としては、その見解を採用せずに、またその取決めについて、本市としては拘束される性質のものではないというふうを考えているということの意味するものでございます。

以上でございます。

○青木恒子 よく理解できました。これでは拘束されるものではないという、そういうふうな規定についてよく分かりました。

それでは、先ほどの岡本次長のほうから言われたように、地域活性化と生活保護利用者と

の関連性についてということで、私もこの間全国の生活保護のところで学習して目からうろこだったわけですが、この生活保護の支援は国から4分の3の交付金が下りてきます。市の持ち出しが全部ではないわけです。そして、その方々が地域で買物をする、地域で生活していくということで、地域の経済の発展にもつながるとい、そしてそのことは就労支援で、またそれも香芝市が安心して働ける場所にもなっていくという、そういうつながりがあるということで、経済と生活保護の利用者の関係ということが私はよく納得できたわけですが、今後も香芝市におきまして、そういう意味合いも含めまして、困った方に寄り添うような行政になっていただきたいと、そういうことを要望します。

### 「学童保育のスキマバイト」

○青木恒子 それでは、次の質問に移りたいと思います。

学童保育についてお伺いします。

学童保育は今学校以上に増えてきている。就労される方が増えてきている。そんな中で、学童保育における理念として大切にしているところはどのようなことがあるのでしょうか。

○福祉部次長 失礼いたします。

運営を行う中で、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性や社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、育成することが大切であると考えてございます。

○青木恒子 児童の発達段階に応じて本当に遊びとか生活とか保育をしていくという、そういう意味におきましてはとても専門性が高い分野だというふうに思います。放課後生活の安心の場所であるし、子供にとってはそこが生活圏、文化圏であり、そしてまた、まして子供時代は二度と帰ってきません。そういう意味では、とても大事な子供の成長の場だというふうに考えております。また、このコロナ禍におきましては、エッセンシャルワーカーの労働の保障をするという大きな支えにもなった学童保育であります。こういう意味におきましても、現在地域においても大きな役割を果たす学童保育ですが、そういう意味におきまして、とても大事だと、指導員の研修、具体的な研修内容、このことはすごく大事だと思うのですが、今指定管理者のほうでやっている指導員に対する研修、具体的なことを教えてください。

○福祉部次長 研修ではございますが、指定管理者として職員に対しまして、児童の対応に関する研修や熱中症研修、衛生管理研修など、毎月研修テーマを決め、実施しているところでございます。

○青木恒子 じゃあそしたら、毎月それぞれ指導員は研修に行ってるということでしょうか。

○福祉部次長 繰り返しの答弁となりますが、毎月1回、テーマを決めて研修を開いているというところでございます。

○青木恒子 発達障害の子供さんもおられるし、そして虐待も心配されるしと、そういう意味におきましては専門性が需要だという、そういう位置づけでされているということですよ。

それでは2つ目の質問ですが、現在の指定管理者制度を採用した経緯について教えてください。

○福祉部次長 指定管理とした経緯につきましては、市が直営で学童運営を継続的に行うための人材確保につきまして、当時の臨時職員としての任期が原則1年という形であったために、毎年継続的に雇用することが困難であるという課題がございました。そのため、安定的な人材の確保、また運営面全般における民間のノウハウを活用したサービスの向上を総合的に判断いたしまして、指定管理者制度の導入を行った経緯がございます。

○青木恒子 私は、このときに、指定管理者になるに当たって保育の質が低下するのではないかと心配をしてまいりました。そのことが私は今でもそうだというふうに思っております。なぜなら、先ほどの研修もありましたが、市の行政のほうできちっとそれを把握するというのが困難なこともありますしということでもあります。

じゃあ、3つ目の質問にお伺いしたいと思います。

この香芝市におきましてスキマバイトを活用していると聞いていますが、所管として認識されていますか。また、事前に連絡はありましたか。

○福祉部次長 認識はありましたが、事前には連絡はございませんでした。

○青木恒子 認識があったということでは、既にもっと対応ができたのではないかとこのように思うのですが。資料としていただきましたら、6月3日から延べ23名が10の学童保育に、そして8月は延べ27人が9つの学童保育にスキマバイトとして雇われていると。そして、8月のデータを調べますと、1日だけのバイトの方が74%という、数値として表れました。これは細切れする保育であります。細切れというのはとても大変な問題です。このことについて、例えば認識はありましたが、連絡はなかったということですが、各学童を訪問していれば分かったのではないかとこのように思うのですが、それは無理だったのでしょうか。

○福祉部次長 定期的には学童を訪問させていただいておりますが、その後、報告を受けた時点では、支援員の数は正規の数を確保しておりましたので、その補助としての、バイトとしての扱いとして考えていたというところでございます。

○青木恒子 それでは、今指定管理ということで仕様書を市として交わしているというふうに思うわけですが、そのことについて例えば市からの指定管理者の料金としてはたしか8億9,500万円だったというふうに思うんですけども、その指定管理の仕様書と違うのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部次長 全てが違うというようなところは難しい判断になるところもございますが、当時の事業計画において、しっかりと面接を行った上で、児童にとっての視点から、学童保育所の運営に適した方の採用を行うと考えますと、少し内容と即していない部分もあったのかなと考えてはございます。

○青木恒子 香芝市が行政としてやっていたことを民間の指定管理者のほうにしてもらうという移行の理由としては、安定的な人材の確保ができないからという理由で、これは指定管理者制度を導入したという経過があります。ところが、その指定管理者のほうがスキマバイトを雇うという。そして、仕様書の中には、しっかりと面接を行った上で、児童にとっての視点から、学童保育所の運営に適した方の採用を行うと、そういうことを書かれているわけですから、これは大きく違反してるというふうに思いますが、それについてはどうでしょうか。

○福祉部次長 先ほども答弁させていただきましたが、支援員というのを、保育士資格等を持つ者が在籍しておるものでございますが、その補助としての、一日一日、日替わりというようなお仕事もおっしゃっていただきますが、そういった意味で、あくまでも補助としての扱いとして考えさせていただいた部分であるのかなと考えます。

○青木恒子 私も、ちょっと心配になったので、指導員の方に聞いてみました。そしたら、5月の中旬にその指定管理者のほう、シダックスのほうからメールがあったそうです。そして、香芝市から広陵町に来てほしいという依頼があったと。そして、人員募集については、その指定管理者がそういうふうな形で香芝市から隣のほうに異動するという。そして、その主任会議では時間によってスキマバイトをしていくんだというふうな話も聞いています。その中で、1日しか来ない人への対応は、現場はすごく混乱しているそうです。なぜなら、混乱してるかと言えば、この方のことを十分知らないと、どこまでお話ししていいのかわからないと。そういうふうなことで現場は混乱されてるということを知りました。そして、子供との関係では、全然知らない人が来ていると、そこにちょっと緊張感が走るということもありますし、反対に、すごく相性がよくて、次いつ来るのかなというふうな声かけをしても、いついつ来るよとか、そういう返事にも戸惑うという。子供にとってそういう場がいいのかどうかということが、保育とか、教育とか、そういう専門分野のところにおきましてスキマバイトがいかに合わないかということの思うわけですけれども、そういうふうな声を聞くにつれ、このことについてはやはり問題があるのではないかとというふうに思っています。

そしたら、隣接のまちの状況についてどのような課題を把握されているかお聞きします。

○福祉部次長 本市と同じ事業所が隣接するまちで運営していることについて、事業の把握はしてございます。ただ、内容につきましては、もともと直営で運営していた一部の学童保育所について、令和6年度から本市と同じ業者により委託業務が開始されている部分については認識してございます。

○青木恒子 このことについてもちょっと調べてみました。そしたら、学童保育におきましてはおやつが出るわけですけれども、例えばアレルギーを持ってる子供のことを把握していなかったりとか、それとか、何かそのあたりの研修不足なのかもしれませんが、一方的に叱られて傷ついた子供がいるとか、そういうふうなこともちょっとお聞きしています。

ただ、もう一つちょっとびっくりした内容は、高いところ、運動場の何か遊具に乗って落

ちた人がいると。そして、3か月の骨折の事故になったそうです。3か月の事故になった、その当時、落ちて、その後、すぐ救急車を呼ぶかといえば、そこ放置されてたとか、そういう不信感が湧くような内容も聞いたりしているのも、いかにいろんな対応の研修が必要かというふうに思っているところです。

そういう意味で、状況として、そういうことをやっぱりつかんでいくとか、行政がその指定管理者に対して指導とか見守って、何か対応していくということは大きな今度課題かなというふうに思うのですが、今後、長期休暇中を含めた、このスキマバイトについて市の対応はどのように考えておられますか。

○市長 今、議員からご指摘いただいたスキマバイトに関してでございますけれども、正直私も昨日までそういった実態があったということは知らなかったわけで、大変驚いたわけでございます。私も、自身の子供が、小学校1年生の息子がおりますけれども、スキマバイトという制度を活用して人員を補充しているということが果たして学童保育という事業において適切であるかというふうに聞かれますと、やはり私は適切ではないんだろうというふうに思います。今、議員がおっしゃった飲食物のアレルギーの問題であったりとか、遊具の使用に当たっての安全管理の問題であったりとか、また場合によっては子供に対する性犯罪等の懸念もございますので、こういった人材が雇用されているのかというのは市としても非常に興味を持って状況を把握していくべきものであるというふうに思いますので、学童保育の充実という部分は私の公約でもございますので、この点については改めさせていただきますというふうにも思っております。

長期休暇中を含めた対応でございますけれども、事業者とも協議をさせていただいて、人員確保について、スキマバイトによる募集はやめていただくようお願いをいたしました。今後は別の方法により募集活動を行っていくとの報告を一旦受けているところでございます。

以上でございます。

○青木恒子 ありがとうございます。

本当に、「こどもまんなか社会」ということで公約も上げられているということですので、子どもの権利条約をいかにいろんな教育の現場、保育の現場で生かしていくかというのが今試されどきかなというふうに思いますので、今後ともこのスキマバイトについての見解を、見解というか、今度長期休暇においてはそれはしないということ、前向きな回答、とてもうれしく思います。今後とも、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもって質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。